

新潟市消防関係手数料条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 23 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第 3 号

新潟市消防関係手数料条例

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により徴収する手数料のうち、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）及び新潟市火災予防条例（昭和 37 年新潟市条例第 12 号）に規定する消防関係事務に係る手数料については、この条例の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法、火薬類取締法、石油コンビナート等災害防止法及び新潟市火災予防条例において使用する用語の例による。

(手数料を徴収する事務及び手数料の額)

第 3 条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の納入時期及び納入義務者)

第 4 条 手数料は、別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務に係る申請又は申出をする際に、当該申請又は申出をする者がこれを納入しなければならない。

(手数料の免除)

第 5 条 市長は、公益上、その他特に必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(手数料の不還付)

第 6 条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の額（1件につき）
1 法第10条第1項ただし書の規定による指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	5,400円
2 法第11条第1項前段の規定による製造所の設置の許可の申請に対する審査	(1) 指定数量の倍数が10以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 39,000円 (2) 指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 52,000円 (3) 指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 66,000円 (4) 指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 77,000円 (5) 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 91,000円
3 法第11条第1項前段	(1) 屋内貯蔵所（危険物の規制に関する政令（昭和

の規定による貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	34年政令第306号。以下「危政令」という。)第2条第1号に規定する屋内貯蔵所をいう。以下同じ。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 20,000円 イ 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所 26,000円 ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 39,000円 エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 52,000円 オ 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 66,000円 (2) 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所(危政令第8条の2の3第3項に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。以下同じ。)),準特定屋外タンク貯蔵所(危政令第11条第1項第3号の3に規定する準特定屋外タンク貯蔵所をいう。以下同じ。))及び岩盤タンク(危政令第8条の2第3項第1号に規定する岩盤タンクをいう。以下同じ。)に係る屋外タンク貯蔵所を除く。以下この号において同じ。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める額
---------------------------------	---

ア 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所
20,000円

イ 指定数量の倍数が100を超え10,000以下の屋外タンク貯蔵所 26,000円

ウ 指定数量の倍数が10,000を超える屋外タンク貯蔵所 39,000円

(3) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 580,000円

(4) 特定屋外タンク貯蔵所（特定屋外貯蔵タンク（危政令第11条第1項第3号の2に規定する特定屋外貯蔵タンクをいう。以下同じ。）で浮き屋根を有するもののうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）第20条の4第2項第3号に定める構造を有する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。以下この号において同じ。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 900,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,090,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,210,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,540,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,800,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4,230,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 5,590,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 6,910,000円

(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,230,000円
- イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,460,000円
- ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,630,000円
- エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 2,010,000円
- オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 2,330,000円
- カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 4,760,000円
- キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 6,120,000円
- ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 7,440,000円

(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所 6,320,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所 7,970,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所 11,800,000円

(7) 屋内タンク貯蔵所（危政令第2条第3号に規定する屋内タンク貯蔵所をいう。）の設置の許可の申請に係る審査 26,000円

(8) 地下タンク貯蔵所（危政令第2条第4号に規定する地下タンク貯蔵所をいう。以下同じ。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所 26,000円

イ 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所 39,000円

	(9) 簡易タンク貯蔵所（危政令第2条第5号に規定する簡易タンク貯蔵所をいう。）の設置の許可の申請に係る審査 13,000円 (10) 移動タンク貯蔵所（次号に規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 26,000円 (11) 積載式移動タンク貯蔵所（危政令第15条第2項に規定する積載式移動タンク貯蔵所をいう。）又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 39,000円 (12) 屋外貯蔵所（危政令第2条第7号に規定する屋外貯蔵所をいう。）の設置の許可の申請に係る審査 13,000円
4 法第11条第1項前段の規定による取扱所の設置の許可の申請に対する審査	(1) 給油取扱所（危政令第3条第1号に規定する給油取扱所をいう。）（屋内給油取扱所（危政令第17条第2項に規定する屋内給油取扱所をいう。以下同じ。）を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 52,000円 (2) 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査 66,000円 (3) 第一種販売取扱所（危政令第3条第2号イに規定する第一種販売取扱所をいう。）の設置の許可の申請に係る審査 26,000円

(4) 第二種販売取扱所（危政令第3条第2号ロに規定する第二種販売取扱所をいう。）の設置の許可の申請に係る審査 33,000円

(5) 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のものの。以下同じ。）が15キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。） 21,000円

イ 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 87,000円

ウ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 87,000円に、危険物を移送するための配管の延長の15キロメートルを超える部分について、15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,

	０００円を加えた額 (６) 一般取扱所（危政令第３条第４号に規定する一般取扱所をいう。以下同じ。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 指定数量の倍数が１０以下の一般取扱所 ３９，０００円 イ 指定数量の倍数が１０を超え５０以下の一般取扱所 ５２，０００円 ウ 指定数量の倍数が５０を超え１００以下の一般取扱所 ６６，０００円 エ 指定数量の倍数が１００を超え２００以下の一般取扱所 ７７，０００円 オ 指定数量の倍数が２００を超える一般取扱所 ９１，０００円
５ 法第１１条第１項後段の規定による製造所の位置，構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	２の項各号に規定する製造所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の２分の１に相当する額
６ 法第１１条第１項後段の規定による貯蔵所の位置，構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	(１) 特定屋外タンク貯蔵所，準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては，次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める場合には，３の項第２号アからウまでに

査

掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同号
アからウまでに定める額の2分の1に相当する額

ア 特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵
所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。ア
において同じ。） 屋外貯蔵タンク（危政令第11
条第1項第1号の2に規定する屋外貯蔵タンクをい
う。）のタンク本体並びに基礎及び地盤（地中タン
ク（危規則第4条第3項第4号に規定する地中タン
クをいう。）に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特
定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤
，海上タンク（危規則第3条第2項第1号に規定す
る海上タンクをいう。）に係る特定屋外タンク貯蔵
所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本
体及び定置設備（危規則第4条第3項第6号の2に
規定する定置設備をいう。以下同じ。）（定置設備
の地盤を含む。））の変更以外の変更に係る法第1
1条第1項後段の規定による変更の許可の申請（以
下この項において「変更許可申請」という。）に係
る審査の場合

イ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所 岩盤タンク
のタンク本体の変更以外の変更に係る変更許可申請
に係る審査の場合

ウ 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政
令（平成6年政令第214号。以下「6年政令」と

いう。) 附則第 7 項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所 (同項第 1 号括弧書に規定するものに限る。) 当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日 (その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が 6 年政令附則第 2 項第 1 号に規定する新基準 (以下「6 年新基準」という。) に適合することとなった場合にあっては, 当該適合することとなった日) までに行われた変更許可申請 (当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を 6 年新基準に適合させるためのもの並びに浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るものを除く。) に係る審査の場合

エ 6 年政令附則第 7 項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所 (同項第 2 号に掲げるものに限る。)

平成 25 年 12 月 31 日 (同号括弧書に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所において、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日) (その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が 6 年新基準に適合することとなった場合にあっては, 当該適合することとなった日) までに行われた変更許可申請 (当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を 6 年新基準に適合させるためのもの並

	びに浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るものを除く。)に係る審査の場合 オ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号。以下「11年政令」という。)附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所(同項第1号に掲げるものに限る。) 平成29年3月31日(同号括弧書に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日)(その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準(以下「11年新基準」という。)に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日)までに行われた変更許可申請(当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合 (2) その他の貯蔵所にあつては、3の項各号に規定する貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額
7 法第11条第1項後段の規定による取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審	4の項各号に規定する取扱所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額

査	
8 法第11条第5項に規定する製造所の設置の許可に係る完成検査	2の項各号に規定する製造所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額
9 法第11条第5項に規定する貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	(1) 屋外タンク貯蔵所にあつては、3の項第2号アからウまでに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同号アからウまでに定める額の2分の1に相当する額 (2) その他の貯蔵所にあつては、3の項各号に規定する貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額
10 法第11条第5項に規定する取扱所の設置の許可に係る完成検査	4の項各号に規定する取扱所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額
11 法第11条第5項に規定する製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	2の項各号に規定する製造所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の4分の1に相当する額
12 法第11条第5項に規定する貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	(1) 屋外タンク貯蔵所にあつては、3の項第2号アからウまでに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同号アからウまでに定める額の4分の1に相当する額 (2) その他の貯蔵所にあつては、3の項各号に規定する貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める

	額の4分の1に相当する額
13 法第11条第5項に規定する取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	4の項各号に規定する取扱所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の4分の1に相当する額
14 法第11条第5項ただし書の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	5,400円
15 法第11条の2第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	(1) 水張検査（危政令第8条の2第5項に規定する水張検査をいう。16の項において同じ。） 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 容量10,000リットル以下のタンク 6,000円 イ 容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク 11,000円 ウ 容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク 15,000円 エ 容量2,000,000リットルを超えるタンク 15,000円に、容量の2,000,000リットルを超える部分について、1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額

(2) 水圧検査（危政令第8条の2第5項に規定する水圧検査をいう。16の項において同じ。） 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 容量600リットル以下のタンク 6,000円

イ 容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク 11,000円

ウ 容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク 15,000円

エ 容量20,000リットルを超えるタンク 15,000円に、容量の20,000リットルを超える部分について、10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額

(3) 基礎・地盤検査（危政令第8条の2第5項に規定する基礎・地盤検査をいう。以下同じ。） 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 450,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 590,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル

ル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 770,000 円

エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,010,000 円

オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,140,000 円

カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,760,000 円

キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2,000,000 円

ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 2,230,000 円

(4) 溶接部検査（危政令第 8 条の 2 第 5 項に規定する溶接部検査をいう。以下同じ。） 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 540,000 円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 690,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,040,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,440,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,810,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,490,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4,280,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,890,000円

(5) 岩盤タンク検査（危政令第8条の2第5項に規定する岩盤タンク検査をいう。以下同じ。） 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定

	める額 ア 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 10,000,000円 イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 13,600,000円 ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 18,700,000円
16 法第11条の2第1項に規定する製造所，貯蔵所又は取扱所の位置，構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査	(1) 水張検査 15の項第1号アからエまでに掲げるタンクの区分に応じ，それぞれ同号アからエまでに定める額と同一の額 (2) 水圧検査 15の項第2号アからエまでに掲げるタンクの区分に応じ，それぞれ同号アからエまでに定める額と同一の額 (3) 基礎・地盤検査 15の項第3号アからクまでに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ，それぞれ同号アからクまでに定める額の2分の1に相当する額 (4) 溶接部検査 15の項第4号アからクまでに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ，それぞれ同号アからクまでに定める額の2分の1に相当する額 (5) 岩盤タンク検査 15の項第5号アからウまで

	に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同 号アからウまでに定める額の2分の1に相当する額
17 法第14条の3第1 項又は第2項に規定する 屋外タンク貯蔵所又は移 送取扱所の保安に関する 検査	(1) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る特定 屋外タンク貯蔵所を除く。以下この号において同じ。 ）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯 蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル 以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク 貯蔵所 340,000円 イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル 以上10,000キロリットル未満の特定屋外タン ク貯蔵所 450,000円 ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリット ル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所 790,000円 エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリット ル以上100,000キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所 1,010,000円 オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリッ トル以上200,000キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 1,270,000円 カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリッ トル以上300,000キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 3,110,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,810,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,400,000円

(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所 2,920,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所 3,500,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所 5,260,000円

(3) 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険

	物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 70,000円 イ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 70,000円に、危険物を移送するための配管の延長の15キロメートルを超える部分について、15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額
18 火薬類取締法第25条第1項の規定による煙火の消費の許可の申請に対する審査	7,900円
19 石油コンビナート等災害防止法第15条第2項に規定する特定防災施設等の検査	(1) 流出油等防止堤の検査 53,000円にその延長1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに26,000円を加えた額 (2) 消火栓を有し、かつ、貯水槽を有しない消火用屋外給水施設（石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）第1条に規定する消火用屋外給水施設をいう。以下同じ。）の検査 38,000円に配管の延長1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円を加えた額 (3) 貯水槽を有し、かつ、消火栓を有しない消火用

	屋外給水施設の検査 22,000円に貯水槽1基につき4,500円を加えた額 (4) 消火栓及び貯水槽を有する消火用屋外給水施設の検査 46,000円に配管の延長1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円及び貯水槽1基につき4,500円を加えた額
20 新潟市火災予防条例 第52条に規定する危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの製造又は設置に係る水張検査又は水圧検査	(1) 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 容量10,000リットル以下のタンク 6,000円 イ 容量10,000リットルを超えるタンク 11,000円 (2) 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 容量600リットル以下のタンク 6,000円 イ 容量600リットルを超えるタンク 11,000円